

小牧市徳川家康宿泊プラン造成支援事業費補助金交付要綱

一般社団法人小牧市観光協会

(趣旨)

第1条 一般社団法人小牧市観光協会（以下「観光協会」という。）が大河ドラマ「どうする家康」を活用した観光振興施策として、小牧市内の宿泊事業者が、小牧・長久手の合戦で小牧山城を本陣とした徳川家康に関連した宿泊プランを造成し、販売した場合について、予算の範囲内において、小牧市徳川家康宿泊プラン造成支援事業費補助金（以下「補助金」という）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む事業者をいう。ただし、同行に規定する下宿営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業者を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 小牧市内に所在する宿泊施設を営む宿泊事業者（以下「宿泊事業者」という。）であること。
- (2) 市税に未納がないこと。
- (3) 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体でないこと。
- (4) 宿泊事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは道場第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと観光協会会長（以下「会長」という。）が認めるものでないこと。

(補助対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が徳川家康に関する企画を含み、かつ徳川家康又は家康をプランの名称に含む、宿泊者1人につき1泊当たり8,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以上

の宿泊サービスを提供する宿泊プランを造成し、事前に観光協会に補助金の交付を申請し、会長が承認したもので当該宿泊者からの宿泊料の支払いを受けたものを対象とする。

（事業実施期間）

第5条 補助対象事業の実施期間は、令和5年10月1日以降、令和6年1月28日までの宿泊分とする。ただし、終了期間前であっても、予算額到達した場合は事業終了とする。

（補助金の額）

第6条 補助対象事業に対し、宿泊者1人につき、1泊当たり2,000円の宿泊費を補助し、併せて券面金額2,000円分の小牧プレミアム商品券（以下「商品券」という。）を配布する。ただし1回の利用につき、1泊を対象とし、宿泊日が金曜日、土曜日、日曜日のいずれかに該当するものに限る。

（補助事業者の責務）

第7条 補助事業者は、補助対象事業を利用する宿泊者に対し、商品券を配布しなければならない。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助事業者は、令和5年7月20日までに小牧市徳川家康宿泊プラン造成支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の決定）

第9条 会長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、小牧市徳川家康宿泊プラン造成支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項により審査した結果、補助金の交付が適当でないと会長が認めるときは、小牧市徳川家康宿泊プラン造成支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金請求）

第10条 宿泊事業者は補助金の交付申請にあたり、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内に、小牧市徳川家康宿泊プラン造成支援事業費補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

（1）宿泊実績内訳報告書（様式第5号）

（2）小牧市徳川家康宿泊プラン確認書（様式第6号）

（3）第3条第2項に係る納税証明書（市税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）

(4) 宿泊プランを販売したことがわかる書類（パンフレットの写し、ホームページの画面の写し等）

(5) その他会長が必要と認める書類

（交付の決定及び額の確定）

第11条 会長は、前条の実績報告が適当であると認めたときは、補助金の額確定通知書（様式第7号）を補助事業者に交付し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第12条 会長は、第8条第1項の交付決定を受けた者が次の各号の「いずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の返還その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。